

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年11月21日～2019年11月27日)

令和元年(2019年)11月29日

H	E	A	D	L	I	N	E	S	
政治 新たな憲法法廷判事の選出 野党「近代」新党首の就任 政党別支持率(世論調査) ドゥダ大統領のリトアニア訪問 チャプトヴィチ外相のNATO外相会合出席 ブワシュチャク国防相のリトアニア訪問 アンジェイチャク統合参謀長のカナダ訪問 アメンドラ・イタリア欧州問題担当大臣のポーランド来訪 フレデリック・デンマーク皇太子殿下及びメアリー同妃殿下のポーランド来訪 チャプトヴィチ外相のドイツ訪問 ソロフ国家安全保障局長官のNATO本部訪問 ミシェル次期欧州理事会議長のポーランド来訪 治安等 ジリンスキ内務・行政副大臣の辞任 ワルシャワ・ショパン空港での違法薬物密輸の摘発 シリア人密入国者の拘束 交通違反の罰金支払いに関する法律改正の動き ワルシャワ近郊のアジア系ショッピングモールにおける不法就労者の摘発 シェラツの病院における違法薬物使用者による侵入・暴行事件 公安庁によるEuropol Gaz社元取締役らの拘束 公安庁によるYouTubeを利用した対テロ情報発信の開始 経済 閣僚評議会、零細企業向けの小型社会保険制度法案を承認 閣僚評議会、小売税の導入延期を決定 欧州委、エネルギー集約型事業に対する物品税免税措置に関し、ポーランドを欧州司法裁判所に提訴 経済協力開発機構(OECD)による経済見通し 10月のM3マネーサプライ 10月の失業率 グダンスク大深水ターミナルと中国が鉄道で接続 中央空港(CPK)事業担当の新政府代表の任命 PGE グループによる太陽光パネルの設置 再生可能エネルギー関連動向 電気料金の上昇の可能性 原子力産業関連動向 Eモビリティに関する動向 EUの「公正な移行基金」(Just Transition Fund)の動向 EUデータ保護機関に係る人事 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事									お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

新たな憲法法院判事の選出【21日】

21日、下院は、12月3日に任期満了を迎える憲法法院判事の後任として、3名の新判事を選出した。野党からは、パヴウォヴィチ候補及びピオトロヴィチ候補が前会期まで与党「法と正義」(PiS)所属の下院議員を務めており、判事としての中立性を満たさないとして批判がなされていた。

野党「近代」新党首の就任【24日】

24日、野党「近代」(Nowoczesna、「市民プラットフォーム」(PO)と会派「市民連立」(KO)を形成)の党首選が行われ、アダム・シュワプカ同党事務局長が

新党首に選出された。シュワプカ新党首は35歳で、2015年より下院議員を務めている。

政党別支持率(世論調査)【26日】

26日に発表された世論調査機関IBRiSによる政党別支持率調査では、与党「法と正義」(PiS)が支持率39.6%を獲得し、首位となった。第2位は、「市民連立」(KO)で24.8%、第3位は「左派」(Lewica)で12.8%であった。第4位には支持率6.2%で「同盟」(Konfederacja)が入り、議会選挙結果から順位を一つ上げた。第5位は農民党／クキス(PSL/Kukiz)で、支持率は6.0%であった。

外交・安全保障

ドゥダ大統領のリトアニア訪問【21-22日】

21-22日、ドゥダ大統領夫妻はヴィリニウスを訪問し、21日にナウセダ大統領と対露制裁の維持、二国間関係について協議した。22日は、両国大統領及び首相が、ロシア帝国に対する1863年1月蜂起に参加した兵士の遺骨(処刑後に秘密裏に埋葬された21名の兵士のうち4名の遺骨が2017年に発見された)の埋葬式に参列した。

チャプトヴィチ外相のNATO外相会合出席【21日】

21日、チャプトヴィチ外相がベルギーを訪問し、NATO外相会合に参加し、12月のNATO首脳会合の準備、大西洋両岸地域の安全保障の評価、武器管理、対露・対中政策等に関する協議を行った。

ブワシュチャク国防相のリトアニア訪問【22日】

22日、ブワシュチャク国防相は、ドゥダ大統領とともにヴィリニウスを訪問し、ロシア帝国に対する1863年1月蜂起に参加した兵士の遺骨埋葬式に参列するとともに、カロブリス・リトアニア国防相と会談を行った。同会談では、両国が協力をしてNATO東方における安全保障を確固たるものにするため、引き続き協力していくことが確認された。また、重要な事業として、北東多国籍師団司令部(エルブロング所在)へのリトアニア軍の参加が予定されており、近いうちにリトアニア軍部隊が協力(リトアニア軍将官が参謀長を引き継ぐことを含む。)することになる、とブワシュチャク国防相は発表した。ポーランドとリトアニアとの協力では、これまでNATO任務であるバルト地域空域警戒任務や両軍の領域防衛軍同士及び防衛理事会を通じて知識や経験の共有を図ってきたことで知られている。2020年1月には改めて両国国防

相による協議が予定されており、そこでは次の事業の協力、共同訓練を含めて議論することとなる。

アンジェイチャク統合参謀長のカナダ訪問【22日-24日】

22日-24日、アンジェイチャク統合参謀長は、カナダを訪問し、第11回 Halifax 国際安全保障フォーラムに出席した。同フォーラムにおいて、同参謀長は、我々は信用に足るそしてNATO同盟国を活性化させる国の潜在力を構築させていこうとしているのであり、最も価値の高い国家の安全保障には投資と支出が必要である、と述べた。また、同参謀長は、ベンサー米海軍長官(当時)とも会談し、ポーランド軍・米軍関係における海軍力の役割について意見交換を行った。更に、同参謀長は、ヴァンス・カナダ軍参謀長とも会談し、アジア、太平洋及び中東欧地域に関する国際安全保障に対する評価について意見交換を行った。

アメンドラ・イタリア欧州問題担当大臣のポーランド来訪【25日】

25日、アメンドラ・イタリア欧州問題担当大臣がポーランドを訪問し、シマンスキ首相府大臣(欧州問題担当)と、EUの2021年以降の多年度枠組み、移民・難民政策、環境政策、EU拡大問題等について協議した。

フレデリック・デンマーク皇太子殿下及びメアリー同妃殿下のポーランド来訪【25日】

25日、フレデリック・デンマーク皇太子殿下及びメアリー同妃殿下がポーランドを訪問し、大統領官邸においてドゥダ大統領夫妻の歓迎を受けた。ドゥダ大

統領は昼食会において、両国を結ぶバルティック・ガスパイプラインはポーランドのエネルギー転換及び中東欧地域全体の安全保障への戦略的な投資であると述べた。その後、ドゥダ大統領夫妻及び皇太子同妃両殿下は、外国活動兵士センターを訪問し、両国の外国派遣を終えた兵士と懇談した。また、プウシュチャク国防大臣は、ポーランド北東部の多国籍軍におけるデンマーク軍の活動に対する謝意を伝えた。

チャプトヴィチ外相のドイツ訪問【25－26日】

25－26日、チャプトヴィチ外相がベルリンを訪問し、25日にワイマール・トランスアトランティック・フォーラムに出席し、ポーランドの外交政策について講演し、26日にマース独外相と在独ポーランド人に対するポーランド語教育支援、NATOに対する評価等について協議した。同外相はその他、ショイブレ独連邦議会議長等と協議を行った。

ソロフ国家安全保障局長官のNATO本部訪問【25日－26日】

25日－26日、ソロフ国家安全保障局長官は、12月3日からロンドンにおいて行われるNATO首脳会談に先立ち、同本部（ブリュッセル）を訪問し、NATOの団結の強化、防衛計画、防衛支出、NATOの新た

な即応構想（4×30イニシアティブ）及びNATO・ロシア関係について意見交換を行った。同会合には、ジョアナNATO事務次長、マンザ作戦事務総長補佐官、ターナー国防政策・計画事務総長補佐官及びキンスヴェイターNATO軍事委員会副議長が出席した。また、同長官は、ブカレスト9諸国のNATO大使とも意見交換を行い、NATO首脳会談前にNATO東方諸国の立場について議論を行った。

ミシェル次期欧州理事会議長のポーランド来訪【26日】

26日、ミシェル次期欧州理事会議長（12月1日就任）がポーランドを訪問し、モラヴィエツキ首相とEU予算、気候政策、防衛、中国及びロシアとの関係、単一市場における競争性等、多岐にわたって協議を行った。モラヴィエツキ首相は、気候変動政策に関し、欧州産業のエネルギー安全保障と競争力を確保することが重要と述べ、気候中立の目標は野心的となっており、石炭等の化石燃料に依存するポーランドにとって再生可能エネルギーへの転換には莫大な資金が必要と述べた。同次期議長は、2021－2027年のEU予算を巡る交渉は容易ではなく、均衡点を見つけるために加盟国の要求の抑制を求める旨述べた。

治 安 等

ジリンスキ内務・行政副大臣の辞任【25日】

25日、ジリンスキ内務・行政副大臣が自身のTwitter アカウント上で辞意を表明した。ジリンスキ副大臣は2015年から内務・行政副大臣の任にあり、同省内で警察、消防に関する分野を所管していた。後任には、カミンスキ内務・行政大臣と関係が深いとされるヴォンシク首相府副大臣が就任した。

ワルシャワ・ショパン空港での違法薬物密輸の摘発【26日】

税関は、ワルシャワ・ショパンでキャンディに偽装してコカイン約1キロの密輸を試みたとして、ブラジル人女性を拘束した。同女には、15年以下の自由剥奪が課される見込み。

シリア人密入国者の拘束【26日】

国境警備隊は、カトヴィツェ空港で、偽造のブルガリア在留許可証を使用して密入国を試みたシリア人男性を拘束した。被疑者は、同在留許可証はギリシアで面識のない人物から400ユーロで購入したもので、最終目的地はドイツであったと供述している。

交通違反の罰金支払いに関する法律改正の動き【26日】

現在、ポーランドでは交通違反の取締りを受けた

際に加算される違反点数は違反を犯した時点から1年間で消滅することとなっているが、ジェチポスポリタ紙によれば、政府は交通違反罰金支払率の引き上げを目的に、同規定の改正を検討している。最高監査院（NIK）によれば、2018年の違反金納入率は63%とされる。同改正が実現した場合、違反金を納入しない場合、違反から1年を経過しても違反点数は消滅しないこととなる。

ワルシャワ近郊のアジア系ショッピングモールにおける不法就労者の摘発【25日】

22日、国境警備隊は、アジア系飲食店等が集まるワルシャワ近郊のヴォルカ・コソフスカのショッピングセンターで不法就労者等に関する検査を実施し、同モールで不法就労していたベトナム人8人を拘束した。8人は、ポーランドに密入国後、同モールで不法就労していたとされ、ベトナムから欧州への渡航の際、1人あたり15,000米ドルを支払ったと供述している。同8人は、ベトナムに強制送還されることが決まっており、ポーランド及びシェンゲン域内への3年間の入境禁止処分が下される見込み。

シェラツの病院における違法薬物使用者による侵入・暴行事件【25日】

22日夜10時頃、ウツキェ県シェラツの病院に違法

薬物を服用した27歳の男が侵入し、看護師3人、入院患者2人を殴打し負傷させる事案が発生した。男は同院の入院患者の知人とされ、通報を受けて駆けつけた警察官に拘束された。被疑者には3年以下の自由剥奪が課せられる見込み。

公安庁による Europol Gaz 社元取締役らの拘束【26日】

26日、公安庁(ABW)は、天然ガス輸入に関してロシアと共謀し、所属企業に損害を与えた背任容疑で、当地のガス会社 Europol Gaz 社の元取締役であるミハウ・Sz、ズジズワフ・J、ミロスワフ・D(3人とも当地のプライバシー保護法に基づき姓等は非公開)を拘束した。Europol Gaz 社は、ヤマルLNGパイプラインによるロシアからの天然ガス調達を手がけるポーランドとロシアの合併企業で、被疑者3人は取締役の任にあった2010年1月20日から同12月31までの間に、ポーランドに不利な条件で契約を締結し、

Europol Gaz 社に8.48億ズロチ強の損失を発生させたとされる。本件に関する捜査は、当時の経済副大臣であるグラジナ・H(上記3人同様、姓等は非公開)にも及んでおり、同女は、上記ガス供給契約はポーランドにとって不利なものであるとして外務省をはじめとする政府機関等から寄せられた意見を黙殺し、公文書に虚偽の内容を記載したとされる。

公安庁によるYouTubeを利用した対テロ情報発信の開始【26日】

公安庁(ABW)は、自前の YouTube チャンネルを利用したテロ対策キャンペーン「4U」を開始した。同キャンペーンは、ABW傘下の対テロセンターが主導して実施しているもので、特設サイトも解説され、英語字幕付きの動画を用いて、テロに遭遇した場合の心構え(Be careful, Run, Hide Prevent Attack)などを解説している。

経 済

経済政策

閣僚評議会、零細企業向けの小型社会保険制度法案を承認【21日】

21日、閣僚評議会は、零細企業を対象とした小型社会保険制度(Small ZUS Plus)法案を承認した。年間収入12万ズロチ以下で、月間収入6,000ズロチ以下の零細企業が対象となる。現在、小型ZUSの対象となっているのは年間収入6万3,000ズロチ以下の企業(18万6,000社)であるが、政府は、本件改正により、32万社が同制度の対象となると見込んでいる。同法案は2020年1月1日の施行を目指している。

閣僚評議会、小売税の導入延期を決定【26日】

26日、閣僚評議会は、欧州司法裁判所による審理が進行中であることを理由に、小売税の導入差し止めを2020年7月1日まで延期する法案を可決した。小売税は当初2016年9月に導入予定であったが、売上高が大きくなるにつれて税率が高くなる累進課税制度が、小規模事業者を不当に優遇する疑いがあるとして、欧州委により、EU補助金ルールで禁止されている国家補助に当たると判断された。ポーランドは、小売税の導入を中止したが、欧州委による同判断を不服として、欧州司法裁判所に提訴していた。(なお、小売税法では、売上額

1,700万ズロチ超～1億7,000万ズロチ以下は0.8%、1億7,000万ズロチ超の場合には1.4%の税率が適用されることとなっている。)

欧州委、エネルギー集約型事業に対する物品税免税措置に関し、ポーランドを欧州司法裁判所に提訴【27日】

27日、欧州委は、ポーランドが行っている、エネルギー集約型事業に対する石炭・ガス調達の物品税免税措置はEU法違反に当たる可能性があるとし、欧州司法裁判所に提訴することを決定した。ポーランドでは、エネルギー集約型事業に活用され、欧州排出権取引制度(EU-ETS)に該当する事業については、石炭・ガス等の一部のエネルギー製品の物品税が免除される。欧州委は、今回の提訴に関し、同委員会による意見書の送付後にポーランドがEU法に沿った法整備を行わなかったと説明した。なお、欧州委は2018年3月8日に本件に関する正式通告書を、2019年7月25日に意見書をポーランドに送付していた。欧州委は、免税措置が認められる事業は、EU-ETS等の要件を超え、かつ環境又はエネルギー効率性向上を図る必要があるとの立場である。

マクロ経済動向・統計

経済協力開発機構(OECD)による経済見通し【21日】

経済協力開発機構(OECD)は、ポーランドのG

DP成長率について、2020年の3.8%から2021年には2021年には3.0%に鈍化するとの見通しを発表した。引き続き着実な成長が見込まれるも

の、民間及び公共投資の双方が減少するとともに、世界貿易の減速により、輸出が伸び悩むと予測。2019年～2020年にかけての拡張的財政政策により、財政赤字の対GDP比は2018年の0.2%から2021年には1.4%に増加すると見られると予測している。また、2020年には、児童手当や年金、賃金引き上げにより、公共支出及び内需の拡大が見込まれるが、年金制度改革による一時的な歳入により、財政赤字は抑制されるとしている。OECDは、中期的な高齢化に伴う歳出増に対応するためには財政政策の引き締めが適当であるとしたほか、労働人口の減少や生産性の低下に対処すべく、構造改革が必要であると提言した。

10月のM3マネーサプライ【26日】

ポーランド中央銀行によると、10月のM3マネーサプライは前年同月比9.3%増の約1.52兆ズロチとなった。家計預金は8,614.4億ズロチ(前年同月比6.9%増)、法人預金は2,980.2億ズロチ(対前年同月比3.7%増)となった。また、家計負債は7,638.3億ズロチ(前年同月比5.6%増)、法人負債は3,921.6億ズロチ(前年同月比2.1%増)となった。

10月の失業率【27日】

中央統計局(GUS)によれば、10月の失業率は5.0%と前月から低下し、10月末時点の登録済み失業者数は840,500人となった(9月末時点では851,200人)。

ポーランド産業動向

グダンスク大深水ターミナルと中国が鉄道で接続【21日】

ポーランド最大のコンテナターミナルであるグダンスク大深水コンテナターミナル(DCT)と中国・西安を接続する鉄道が竣工した。ヴィトコフスキ海事経済・河川交通副大臣は、この接続により、東方からの輸入が増えることになるとし、ポーランドはこれらの商品を欧州西部に輸送する輸送ハブにもなり得ると述べた。同鉄道接続は、グダンスク港湾公社、DCTグダンスクターミナル、輸送会社Adampolの協力により実施された。

中央空港(CPK)事業担当の新政府代表の任命

【25日】

モラヴィエツキ首相は、CPK事業はすべて予定どおり進行しているが、同事業は障壁が大きくなり始める段階に到達したとし、新たな政府代表にマルチン・ホラワ下院議員を任命したと述べ、ヴィルド前政府代表への謝意を示した。ヴィルド前政府代表は、政治的な責任者と実務上の責任者を同一人物が担当することはできないとし、全てが予定どおり進んだ場合、今議会会期中に中央空港や新鉄道路線の建設が開始されるとの見通しを示した。また、ヴィルド前政府代表は、CPK事業には強力かつ持続的なチームだけでなく、政治力も必要と述べた。

エネルギー・環境

PGEグループによる太陽光パネルの設置【21日】

国営電力会社PGEグループは、約100haをカバーするポーランド最大級の太陽光パネルをポーランド南部のベウハトゥフ褐炭火力発電所付近に設置した。20日、PGEグループのPGE EO社及びPGE GiEK社は、同事業に関する取決めに署名した。PGE GiEK社によれば、同太陽光発電プラントで10万世帯の電力を生産できる。同社のグルジアン副社長は、同事業に関して、再生可能エネルギーへの投資及び関連事業への多くの関与を明らかにするというPGEグループの方針に沿ったものと述べた。

再生可能エネルギー関連動向【21日】

中央統計局(GUS)によれば、2018年のポーランドの最終エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合は、11.16%(前年比0.26%増)であった。同微増の主要因は、最終エネルギー消

費の増加(前年比1.13%増)及び再生可能エネルギー利用の増加(前年比3.48%増)の差とされる。2007年から2015年まで、最終エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合は一貫して増加しており、2015年の同割合は、11.74%であった。しかし、2016年には11.27%、2017年には10.9%にまで低下し、2020年に15%という目標にはほど遠い状況にある。なお、GUSによれば、2017年時点で、EU加盟国のうち11か国が2020年目標を達成しているものの、17か国は依然目標を達成していない。

電気料金の上昇の可能性【22日】

専門家は、2020年の電気料金は上昇するものの、報道されているものより上昇幅は小さくなるとの見通しを示している。2019年は、企業に対し電気料金引き上げに対する補償がなされたほか、家庭用電気料金の引き上げは減税により抑えられた。

サシン副首相は、2020年の家庭用電気料金の増額は想定しておらず、企業への補償も予定されていないと述べ、ミューレル政府広報官も、2020年には電気料金凍結について計画はないとしている。国営エネルギー企業 Enea, Energa, Tauron, PGE は、来年の電気料金について20から40%引き上げる電気料金をエネルギー規制局(URE)に申請しているが、専門家は、UREがそれらの引き上げ要求を緩和させ、電気料金の増加はそれほど広範には及ばないと予測している。なお、モラヴィエツキ首相は、電気料金の低減に向けて、政府は最善を尽くすと述べた。

原子力産業関連動向【22日】

ポーランド政府がまとめている Polish Industry for Nuclear Energy 2019 によれば、70以上のポーランド企業が外国での原子力事業に参画している。国有財産省は、原子力発電には高い安全基準が必要としている。原子力産業は技術的、科学的に国家に貢献し、ポーランドにおける関連産業の発展を振興するとされる。

EMOビリティに関する動向【22日】

21日、ワルシャワで「グローバル・EMOビリティ・フォーラム」が開催され、モラヴィエツキ首相、クルティカ気候大臣、オコンスキ・サイバーセキュリティ全権委員等が参加した。モラヴィエツキ首相は、2018年にカトヴィツェで開催されたCOP24の成果として、パリ協定における実施指針カトヴィツェ・ルールブックの策定、EMOビリティに係る政治宣言を

強調し、2016年EMOビリティ戦略の策定以降、同分野における企業投資が促進され、新規雇用も創出されるなど、産業育成と気候変動対策が両立されていると述べた。同フォーラムでは、トヨタ自動車の水素自動車 MIRAI 及びハイブリッド車 PRIUS を、日産自動車が電気自動車 LEAF を展示するなど、日本企業の出展も見られ盛況であった。

EUの「公正な移行基金」(Just Transition Fund)の動向【22日】

欧州委は、12月11日にエネルギー転換を目的とした公正な移行基金に関する提案を準備しており、150億ユーロ規模の公的資金、200億ユーロ規模の民間資金が期待されるとしている。スペイン、ギリシア、ブルガリア、チェコなど18のEU加盟国の50地域が本基金の対象となり、ポーランドからは10地域が指定される予定。マクロン仏首相は、ポーランドのような石炭依存国のエネルギー転換にEUから多額の資金を拠出すべきではないと主張しており、オランダ、スウェーデンは、同主張に賛同する見込みである。

EUデータ保護機関に係る人事【26日】

EU内務委員会は、EUデータ保護庁次期長官に、ポーランド出身のヴィエヴィオルスキ氏を選定した(任期5年)。同氏は2014年12月から同庁監督官、2019年8月から同庁検査官を勤めた。同機関はEUから独立したデータ保護機関として、GDPR等の個人データ保護等の重責を担う。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年11月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事**【開催中】展示会「日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点」【10月4日(金)～12月1日(日)】**

ヴウオツワヴェクにて、クヤヴィ・ドブジン地方博物館主催による展示会『日本ポーランド国交樹立100周年陶磁器100点』が開催中です。日本及びポーランド製陶磁器が展示され、サイドイベントとして、様々な講演会、ワークショップ、コンサート等も予定されています。

開催場所: ヴウオツワヴェク, クヤヴィ・ドブジン地方博物館, Słowackiego 1A

詳細: <http://muzeum.wloclawek.pl/>

【開催中】展覧会「一緒にアート: ポーランド・日本」【10月12日(土)～2020年1月5日(日)】

ニサにて、ニサ郡立博物館主催による展覧会『一緒にアート: ポーランド・日本』が開催中です。日本人8名とポーランド人5名のアーティストによる作品が展示される予定です。

開催場所: ニサ, ニサ郡立博物館, ul. Biskupa Jaroslawa 11

詳細: <http://www.muzeum.nysa.pl/>

〔開催中〕 日本ポーランド国交樹立 100 周年記念書道展 【11月8日(金)～2020年1月5日(日)】

トルンにて、トルン旧市庁舎博物館主催による『日本ポーランド国交樹立 100 周年記念書道展』が開催中です。日本の書道家による約100点の作品が展示される予定です。

開催場所: トルン, トルン旧市庁舎博物館, Rynek Staromiejski 1

詳細: <https://muzeum.torun.pl/>

〔開催中〕 墨絵展 【11月18日(月)～12月27日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本画の授業を受けている学生による墨絵展が開催中です。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

〔予定〕 日本映画祭 【12月2日(月)～8日(日)】

ワルシャワにて、ポーランド映画制作者協会主催による『日本映画祭』が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, Kultura映画館, Krakowskie Przedmieście 21

詳細: https://www.facebook.com/events/435979910633082/?event_time_id=435979917299748

〔予定〕 国際会議「日本ポーランド国交樹立100周年: つながり。言葉、音、絵の間」【12月4日(水)～5日(木)】

ポズナンにて、アダム・ミツキエヴィッチ大学東洋学部主催による国際会議『Connections. Between the word, the sound and the image: A centenary of Polish-Japanese diplomatic relations』が開催されます。日本とポーランドに関係する日本研究者、美術史の専門家、博物館関係者、音楽・映画関係者、アーティストによる発表が予定されています。

開催場所: ポズナン, アダム・ミツキエヴィッチ大学, ul. Wieniawskiego 1

〔予定〕 ヴロツワフでの合気道40周年 【12月6日(金)～20日(金)】

ヴロツワフにて、びらん会ポーランド主催による『ヴロツワフでの合気道40周年』が開催されます。合気道のセミナーやデモンストレーションなどが予定されています。

開催場所: ヴロツワフ, オリンピックスタジアム, aleja Ignacego Jana Paderewskiego 35

詳細: <http://www.birankai.pl/>

〔予定〕 映画上映会: 「ぼっちゃん～子どもたちが立ち直る居場所～」【12月9日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「ぼっちゃん～子どもたちが立ち直る居場所～」が上映されます(日本語、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

〔予定〕 水墨画ワークショップ 【12月11日(水)17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、吉田バルバラ氏による水墨画ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)